

資料 2

令和 5 年度第1回
船橋市母子保健連絡協議会

【議題 2】

母子保健事業における児童虐待予防の取り組みについて

船橋市 地域保健課

1. 虐待予防の観点からみる船橋市の主な母子保健事業の取り組み

○妊娠届出時（全数面接）

ハイリスク基準・特定妊婦基準を設け、妊娠中から支援を行う。

○乳児家庭全戸訪問時（全数訪問）

体重の計測時に全身状態・及び体重増加量の確認。養育環境、母の精神面（EPDS実施）等をアセスメントし必要な家庭に対し支援を行う。

○4か月児健康相談・1歳6か月児健診・3歳児健診時

身長・体重計測時に全身状態・及び身長体重増加量の確認。その他問診票より発達面の確認及び、虐待項目・主な保育者の体調面等を確認し、必要な家庭に対し支援を行う。

その他、教育や相談の場面では、保護者に対し子どもの成長に合わせた関わり方等のアドバイスや、育児不安やストレスによる精神的な負担を軽減し、前向きに育児に取り組めるように支援している。それぞれの場面で落ち込んでいるような方がいた場合には、声をかけ必要時支援につないでいる。

2. 虐待予防の観点からの幼児健康診査の取り組み (1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査)

～令和元年 コロナ前	令和2年～令和4年 コロナ禍	令和5年～ 現在
<p>①幼児健診の健診の順番 先に集団健診を受け、その後医療機関で内科個別健康診査</p> <p>②幼児健診の受診可能期間 1歳6か月児健康診査：2歳前日 3歳児健康診査：4歳前日</p> <p>③集団健診の保健師問診方法 ・1人ずつ机に座って問診 ・対象児と絵カードや絵本を介してのやり取りや、積み木等を使用して直接発達確認</p> <p>④健診後の個別継続支援の判断 問診時の状況から、継続支援が必要かどうかの判断基準を作成し、原則基準に沿って判断。</p>	<p>①幼児健診の健診の順番 対象児について市や医療機関が現認する機会の確保を優先 集団健診と内科個別健康診査の受診の順番はどちらが先でも可能</p> <p>②幼児健診の受診可能期間 健診を受ける機会の確保を優先 1歳6か月児健康診査：2歳7か月前日 3歳児健康診査：4歳4か月前日</p> <p>③集団健診の保健師問診方法 全ての対象児と保護者に直接面接する機会を優先 集団感染を未然に防ぎ、感染対策を講じる必要もあり、健診そのものを短時間とする中、問診机は用意せず、対象児との直接やり取りすることなく保護者からの聞き取りにて確認。</p> <p>④健診後の個別継続支援の判断 より支援の必要性が高い方を優先して、継続支援の有無について判断</p>	<p>①幼児健診の健診の順番 集団健診の受診率をあげて、発育発達、育児状況の把握と早期支援につなげるためコロナ前の順番に戻す。</p> <p>②幼児健診の受診可能期間 健診の適切な時期に発育発達の確認をするためコロナ前の受診可能期間に戻す</p> <p>③集団健診の保健師問診方法 コロナ前の問診方法に戻す。 新たに、問診票の提出を電子化し、事前に問診票の内容を確認することで、当日の問診で面接時間・機会を充実できる体制を整えることを検討。</p> <p>④個別継続支援の判断 コロナ前から使用している虐待予防の視点を含む判断基準に単に戻すだけでなく、虐待予防を強化できるよう判断基準については再確認していく。</p>

3. 虐待予防の観点からの個別支援における現状の課題と対策

課題	<ul style="list-style-type: none">① 個別支援については、チェックリスト等の判断基準はあるが、標準的な支援マニュアルはなく、対象者への支援内容は各保健師に任せられている。また、保健師が対象者への支援の相談については、保健センター内に限られていることが多い。② 保健師によるフォロー対象人数や、福祉部門と連携をとるようなハイリスクケースの数、困難事例等については、課で集約し市内全体の傾向の把握や事例の分析をする必要があるが、その仕組みがなく、十分に行えていない状況である。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none">① 各保健センター毎に、毎月ケースカンファレンスの実施② センター長会議で、毎月福祉部門へ連携したケースや困難ケースの共有。各センターで共有。③ 福祉部門への連携事例の集計と分析④ 計画的な研修受講⑤ 新たにWebも活用しハイブリット方式で、センターを超えてケースカンファレンスを実施を検討
----	---

4. こども家庭センターの設置について

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

